

1. 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)の概要【認可外保育施設部分】

(1) 改正の趣旨

- 認可外保育施設については、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会」の下に置かれた「都道府県と市町村に関わる実務ワーキンググループ」による「認可外保育施設の質の向上に関する議論のまとめ」(令和4年3月1日)において、「改善勧告や事業停止命令等の措置に係る情報の円滑な共有が図られるよう、国において、情報の公表・共有に係る関連規定を整備すべき」とされた。
- また、「社会保障審議会 児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」の「議論のとりまとめ」(令和3年2月19日)においては、ベビーシッターによるわいせつ事案の再発防止策として、ベビーシッターに対する事業停止命令等に関する情報の公開、地方自治体間における共有について提言された。
- 本改正は、これらを踏まえ、認可外保育施設の質の向上及びベビーシッター等によるわいせつ事案の再発防止のため、以下のとおり改正を行うもの。

(2) 改正の内容

- 都道府県知事(指定都市、中核市、児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。)は、認可外保育施設の設置者に対して改善勧告、事業停止命令、施設閉鎖命令を行うために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができるものとした(第59条第7項関係)。
- 都道府県知事は、認可外保育施設について、事業の停止又は施設の閉鎖に関する命令をした場合には、その旨を公表することができるものとした(第59条第9項関係)。

(3) 施行期日

令和4年9月15日

【参考1】「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)新旧対照表 <抜粋>

改正後	改正前
<p>第五十九条 (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ 都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができる。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 都道府県知事は、第五項の命令をした場合には、その旨を公表することができる。</p>	<p>第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで(第三十九条の二を除く。)に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの(前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p> <p>② 第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>③ 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。</p> <p>④ 都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>⑤ 都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。</p> <p>⑦ 都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。</p>

改正後は現行の第7項が第8項に移動

改正後に第7項として新設

改正後に第9項として新設

【参考2】「認可外保育施設の質の向上に関する議論のまとめ」<抜粋>

(幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 都道府県と市町村に関わる実務ワーキンググループ)(令和4年3月1日)

3. 具体的な対応策など(検討視点②)～④質の低い施設に対する措置

対応策

- 国において、児童福祉法上の改善勧告・事業停止命令・施設閉鎖命令を発出したケース等について調査を実施した上で、今後、各地方公共団体における指導監督事務の実施にあたり参考となる事例集を作成することを検討すべきである。

- 現行の児童福祉法においては、改善勧告については「公表することができる」との規定があるが、事業停止命令・施設閉鎖命令についてはそのような規定がなく、また、勧告・命令ともに、地方自治体間での情報共有に関する規定もないことから、今後、改善勧告や事業停止命令等の措置に係る情報の円滑な共有が図られるよう、国において、情報の公表・共有に係る関連規定を整備すべきである。

【参考3】「ベビーシッターによるわいせつ事案への対応に関する提言」<抜粋>

(社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会)(令和3年2月19日)

3. 具体的な対応案

(3) 再発防止

① 事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有

- わいせつ事案等が発生した場合、当該事案が発生した都道府県等の担当者が、データベースに事案の概要を掲載して都道府県等の間で共有し、事業停止命令等が発令された場合には、その内容を当該データベースに掲載することが考えられる。
- これにより、当該事業停止命令等を受けた者が他の自治体において届出を行い、事業を開始した場合に、当該自治体は迅速に必要な対応を検討し、実行することが可能となる。

2. 事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有及び一般への公開の方法について(案)

- 令和4年9月15日施行の改正児童福祉法において、ベビーシッターに対する事業停止命令等に関する情報の公開、自治体間での共有について規定。(現行の指導監督指針の規定が法定化された。)
- これを踏まえ、**事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有や一般への公開の方法について、指導監督指針を改正し、必要な事項を定める予定。**
- なお、今後、(独)福祉医療機構の「ここdeサーチ」の各施設のページに、過去に事業停止命令等を受けたか否かの別、受けていた場合はその処分の内容等を追記するため、来年度にシステム改修等を予定。本システム改修等を踏まえ、自治体間での共有及び一般への公開の方法について、必要な整理を改めて実務を担う自治体に対しお示しする予定。

自治体間の共有の方法

- ① **認可外保育施設に対する事業停止命令等を行った都道府県**(指定都市、中核市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。)は、**厚生労働省(少子化総合対策室)に、事業停止命令等を受けた施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等**(※1)の情報を提供する。
(※1)「処分の内容等」は、処分を行った自治体、処分の種類、処分年月日とする。(新たに指導監督指針に明記)
- ② **厚生労働省(少子化総合対策室)は、①で得た情報を一覧にし、国と都道府県の職員のみが閲覧可能な掲示板に掲載**(※2)するとともに、更新の都度都道府県に周知する。
(※2) わいせつ行為等を行い教員免許状が失効した者等について整備されるデータベースの取扱(40年間分の記録を蓄積)も参考に、本一覧への掲載期間は設定しない予定。また、法施行前に行政処分を受けた事業者の情報についても掲載する予定。
- ③ **各都道府県は、必要に応じて②の掲示板の情報を参照し、必要と判断した場合には、行政処分を行った都道府県に対して個別に詳細情報**(※3)を照会する。
(※3) 名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等の基本的な情報に加え、処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報。

一般への公開の方法

- 認可外保育施設に対する事業停止命令等を行った都道府県は、従前どおり、**報道機関等を通じて、指導監督指針で示されている情報**(名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等)を公表する。また、**都道府県が公表する情報は、利用者の施設選択にあたって重要な情報であることから、地元市区町村に対し通知するとともに、可能な限りその内容を公表するよう要請する。**

【参考4】「認可外保育施設指導監督の指針」の改正案

改正後	改正前
<p>第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (3)自治体間の情報提供及び公表</p> <p><u>都道府県知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができること。この場合、提供を求めることができる情報の範囲は、名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等(処分を行った自治体、処分の種類、処分年月日をいう。以下同じ。)の基本的な情報に加え、処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報とすること。</u></p> <p><u>この場合、処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報とは次のとおりとすること。ただし、次に掲げる情報に当たる場合であっても、被害児童の氏名・住所などの被害児童を本人とする個人情報その他の提供することにより被害児童の権利利益を不当に侵害するおそれのある個人情報は、被害児童のプライバシー保護の観点から提供してはならないものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>指導監督基準の該当箇所、当該基準に対する違反の内容、その事実認定のために必要最小限な証拠書類に係る情報</u> ・<u>わいせつ行為や暴行等の「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものについては、その行為の内容(例:利用児童に対するわいせつ行為があった)に係る情報のうち、児童の生命及び心身の安全確保の目的に照らして必要最小限度の情報</u> <p><u>この情報提供の求めを効率的に行うことができるよう、第7の2の厚生労働省への報告については遺漏なく行うこと。なお、当該報告を受けて、厚生労働省が情報(名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等に限る。)を集約し、各都道府県が閲覧できることとするので活用されたいこと。(法第59条第7項参照)</u></p> <p>事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること。また、都道府県が公表する情報は、利用者の施設選択に当たっても重要な情報であることから、地元市区町村に対し通知するとともに、<u>可能な限りその内容を公表するよう要請すること。(法第59条第8項及び第9項参照)</u></p>	<p>第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令 (3)公表</p> <p>事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し通知するとともに、その内容を公表するよう要請すること。 (法第59条第7項参照)</p>

改正後

(留意事項29)上記のとおり事業停止命令又は施設閉鎖命令に係る情報は厚生労働省において集約し各都道府県が閲覧できることとしているが、当該情報は各都道府県において公表済みの情報である一方で、事業者の個人情報を含むものであることから、業務上の必要がある者が業務上必要な場合に限り閲覧すること。業務上必要な場合とは、例えば、具体的に事業停止命令や施設閉鎖命令の発出を検討しており、法第59条第7項の規定に基づき他の都道府県に情報の提供を求めるために必要な場合や、新たに届出を受けた事業者について適切な指導監督を行うために必要な場合等が考えられるが、これらに該当する場合であっても、これらの業務に必要な範囲でのみ閲覧すること。

改正前